

## 学校法人安城学園 寄附行為 (抜粋)

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は「学校法人安城学園」と称する。

(事務所)

第2条 本法人は事務所を愛知県安城市小堤町4番25号に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人の主たる目的は、「建学の理念」と「建学の精神」と「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献することである。

(建学の理念)

第4条 本法人の建学の理念は「庶民性と先見性」である。

(建学の精神)

第5条 本法人の建学の精神は、「生命体構想」に基づき、「宇宙の中の一つの生命体である人が、個人として自立しつつありとあらゆる生命体と共生することによって、生きる意志と生きる力と生きる喜びに満ち溢れた鵬のような大局的な存在となること」である。

2 学校法人安城学園の設置校の歴史と伝統を踏まえ、かつ「設立時の建学の精神」の基礎の上に立って、建学の精神を理解し、実践することが肝要である。

(本学園の主たる事業)

第6条 本法人は、第3条の目的を実現するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) こどもの潜在能力開発事業
- (2) おとなの潜在能力開発事業
- (3) 地域の潜在能力開発事業

(設置する学校)

第7条 本法人は、第6条に掲げた事業を推進するために、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 愛知学泉大学
  - イ 家政学部 家政学科
  - ロ 現代マネジメント学部 現代マネジメント学科
- (2) 愛知学泉短期大学
  - イ 食物栄養学科
  - ロ 幼児教育学科
  - ハ 生活デザイン総合学科
- (3) 安城学園高等学校 (全日制課程)
  - イ 普通科
  - ロ 商業科
- (4) 岡崎城西高等学校 (全日制課程)
  - イ 普通科
- (5) 安城学園愛知学泉短期大学附属幼稚園
- (6) 安城学園愛知学泉大学附属幼稚園
- (7) 安城学園愛知学泉大学附属桜井幼稚園

(行動指針)

第8条 本法人は、本法人の事業を推進するにあたって、「学校法人安城学園教職員憲章」に従って行動する。

2 本法人は、本法人の事業を推進するにあたって、教育基本法・学校教育法・私立学校法をはじめとする関係法令に従って行動する。

(教育方針)

第9条 本法人は、「智・徳・体・感・行」に基づいた学修(学習)システムと自学・共学システムを開発し、これに基づいて本法人の事業を行う。

2 前項の学修(学習)システムは、智性を鍛えるプログラム、徳性を鍛えるプログラム、身体を鍛えるプログラム、感性を鍛えるプログラム、行動を鍛えるプログラムを構成要素とする。

## 学校法人安城学園 用語集

### ■ 庶民性

「庶民性」とは、「民が榮えてはじめて国も富む」という思想を意味する。そして、民が榮えるためには学問を庶民の間に広めていくこと及び学問を修めた者がその成果を地域と社会に還元していくことが不可欠である。これが教育における「庶民性」である。この思想は、本法人において「創立者の信念」と「創立者の教育信条」の原点になっている。

さらに、本法人の場合、「女性の社会的地位の向上」が立学の趣旨であるので、この「庶民性」には「経済的自立・共生」とともに「政治的自立・共生」と「文化的自立・共生」、つまり「オイコス・ノモス」＝「家政」という意味が込められている。

### ■ 先見性

「先見性」とは、来るべき社会・来るべき時代・来るべき文明を想定して教育の理想像を描くことができること、その理想像の達成のために必要なものを粘り強く追求することができること、その理想像の実現に向けて全知全能を傾注できることを意味する。

### ■ 生命体構想

「生命体構想」とは、「宇宙の中の一つの生命体である人が、個人として自立しつつありとあらゆる生命体と共生することによって、生きる意志と生きる力と生きる歓びに満ち溢れた鵬のような大局的な存在となること」に基づいて教育を構想することを意味する。これは、荘子の「鵬」及びニーチェの「超人」をモチーフとして、法人の中興の祖である元理事長寺部清毅によって作られた。そして、創立85周年を機に作られた学園歌「いまここに」はこの「生命体構想」をモチーフに作詞されている。

### ■ 創立者の信念

「創立者の信念」とは、「男に生まれようと女に生まれようと、この世に生を受けた限り誰でも無限の可能性を持っている。」という信念を意味する。

### ■ 創立者の教育信条

「創立者の教育信条」とは、創立者の信念に基づいて、「一人ひとりの潜在能力を可能性の限界まで引き出すのが教育である。」という教育に関する信条を意味する。

### ■ 設立時の建学の精神

設立時の建学の精神は以下の通りである。

(1) 安城学園高等学校、愛知学泉短期大学、愛知学泉短期大学附属幼稚園、愛知学泉大学、愛知学泉大学附属幼稚園、愛知学泉大学附属桜井幼稚園の建学の精神  
「本学の歴史は、明治45年創立者寺部三蔵・寺部だいが、官尊民卑・男尊女卑の風潮に対して、技術の習得を通して女性の社会的地位の向上を図ったのに始まる。

創立者は女性の潜在能力の無限性を信じ、その潜在能力を可能性の限界まで引き出すことを終生の信条とし、真心・努力・奉仕・感謝の四大精神の実践によって自らも幾多の困苦を乗り越えてそれを具現した。

本学は、この創立者の精神に基づいて、家庭と社会に温い心と新しい息吹を与えることのできる人間を育成することを教育の基本理念としている。

本学園歌に謳われている理想像「永遠の女」とは、この建学の精神を象徴したものに外ならない。」(元理事長 寺部清毅 直筆)である。

(2) 岡崎城西高等学校の建学の精神

「本校は、昭和37年4月学校法人安城学園(学園長故寺部だい先生)がその創立50周年を記念して、教育への熱烈な情熱と地域の強い要望により国家社会有用の人材の開発育成を目的として設立した男子高校である。

創設者は、人間能力発展の無限性を確信し、その潜在する能力の可能性の限界までの伸展を終生の教育の信条とし、本校の設立にあたって、三河武士の伝統「質実剛健」「己に克つ」の実践、勇気と努力を以て困難に立ちむかう「剛毅闊達」な人間の育成を念願とした。

これが本校の建学の精神であり、本校の教育のすべてがここに発し、ここに結集される。」(元理事長 寺部清毅 直筆)である。

### ■ 教育

「教育」とは、一人ひとりの潜在能力を可能性の限界まで引き出すことである。(創立者の教育信条)

### ■ 「智・徳・体・感・行」

「智・徳・体・感・行」とは、「これからの社会では、智性を鍛えること・徳性を鍛えること・身体を鍛えること・感性を鍛えることに加えて行動を鍛えることが必要である。」という考え方に基づいて、明治以来の学校教育モデル「知・徳・体」の「知」を「智」とし、感性を意味する「感」を加え、さらに「行動」を意味する「行」を加えた学修(学習)モデルのことを意味する。

#### ■ 4つのステージ

「4つのステージ」とは、以下のことを意味する。

##### ◎ 第一ステージ

正課活動が展開される学校の中の場所と時間

##### ◎ 第二ステージ

課外活動が展開される学校の中の場所と時間

##### ◎ 第三ステージ

正課活動（課外活動）が展開される日本の地域の中場所と時間

##### ◎ 第四ステージ

正課活動（課外活動）が展開される日本の外の場所と時間

#### ■ 3つの挑戦

「3つの挑戦」とは、以下のことを意味する。

##### ◎ 第一の挑戦（苦手への挑戦）

苦手なものを克服するための挑戦

##### ◎ 第二の挑戦（上達への挑戦）

得意なものをさらに上達させるための挑戦

##### ◎ 第三の挑戦（未知への挑戦）

未だ知らない自己に遭遇するための挑戦

#### ■ 課題解決型行動特性

「課題解決型行動特性」とは、複数の人々が互いに協力・協働して共通の課題等を解決していくにあたって、一人ひとりのメンバーに要求される「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」という3つの能力を統合した社会人基礎力のことである。

#### ■ 課題解決型学力

「課題解決型学力」とは、3つの力（課題を解決するために必要な知識・情報等の資源を獲得する力、獲得した知識・情報等の資源を活用する力、獲得した知識・情報等の資源を活用して課題を解決する力）を統合した pisa 型学力のことである。

#### ■ 自然体

「自然体」とは、日本を含む東洋において古くから重要視されてきた伝統的な身体知のことである。これは、「心・技・体」の一致、「陰・陽」のバランスなどなど身体の理想的なあり方を示している。「身心一如」と言ってもよい。身体をなおざりにしてきた日本の近代化に対する反省に基づいて、失われつつある身体感覚を取り戻し、来るべき時代の庶民の身体文化を再構築する上で不可欠なコンセプトである。

## 愛知学泉大学学則（抜粋）

### 第1章 総則

第1条 本学の目的は、「建学の精神」の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献することである。

2 「建学の精神」は、以下のとおりである。

宇宙の中の一つの生命体である人が、個人として自立しつつありとあらゆる生命体と共生することによって、生きる意志と生きる力と生きる欲びに満ち溢れた鵬のような大局的な存在となること

第2条 本学の教育目標は、社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能、②職業に関する専門的知識・技能、③建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力・直観力・自然体を統合的に身に付けて、地域及び国際社会に貢献する社会人を育成することである。

2 本学の教育目標を教育方針に基づいて実現するために、研究所を置くことができる。

第3条 本学は、「智・徳・体・感・行」に基づいた3つの挑戦プログラムから構成される自学・共学システムを開発し、これに基づいて教育を行う。

第4条 本学が設置する学部・学科・専攻の教育目標は、以下のとおりである。

(1) 家政学部家政学科の教育目標は、本学の教育目標と教育方針の下、「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践を通して社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能と②家政に関する専門的知識・技能と③建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力を統合的に身に付け、社会に出てからは、これらの知識・技能をベースに生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら、職場と地域の課題解決に貢献できる人材を育成することである。

イ 家政学専攻の教育目標は、家政学部の教育目標の下、これからの社会の新しいライフスタイルのデザインを提案することによって、人々の日常生活を衣・食・住の面から支援することのできる人材を育成することである。

ロ 管理栄養士専攻の教育目標は、家政学部の教育目標の下、管理栄養士の資格を生かして、チーム医療、健康増進・疾病予防、食育・栄養指導又は健康をテーマにした食品の研究・開発等で活躍することによって、人々の日常生活を健康の面から支援することのできる人材を育成することである。

ハ こどもの生活専攻の教育目標は、家政学部の教育目標の下、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭の資格を生かして、こどもたちの学力および社会性・社会力の基礎・基本を育てることによって、人々の日常生活を子育ての面から支援することができる人材を育成することである。

- (2) 現代マネジメント学部現代マネジメント学科の教育目標は、本学の教育目標と教育方針の下、「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践を通して社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能と②地域社会及びマネジメントに関する専門的知識・技能と③建学の精神・社会人基礎力・p i s a型学力を統合的に身に付け、社会に出てからは、これらの知識・技能をベースに生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら、職場と地域の課題解決に貢献できる人材を育成することである。

第5条 本学の教育目標を実現する上で必要なキャリア教育を組織的に行う。

第6条 本学の教育目標を実現する上で必要なリメディアル教育を組織的に行う。

第7条 本学は、本学の教育活動・教育に関する研究活動、管理運営活動、財務活動等の水準の維持・向上を図るために自己点検・自己評価活動を恒常的・組織的に行う。

- 2 前項のために自己点検・自己評価委員会を設ける。
- 3 自己点検・自己評価委員会に関する事項については、別に定める。

第8条 本学は、本学の教育目標を達成するために、教育対象に応じた教育内容・教育方法の改善（＝FD活動）を恒常的・組織的に行う。

- 2 前項のために、FD委員会を設ける。
- 3 FD委員会に関する事項については、別に定める。

第9条 本学の教育に関する研究の目的は、社会的に自立して生きていくために必要な以下の3つを統合的に身に付けた社会人を育成するために必要な教育に関する研究を行うことである。

- (1) 建学の精神と社会人基礎力とp i s a型学力
- (2) スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能
- (3) 学科等の種類に応じた専門的知識・技能

2 教職課程の教育に関する研究の目的は、教職課程の教育目標を実現する上で必要とする教育に関する研究を行うことである。

第10条 本学は「学士」の学位を授与するにあたり、次の各号に掲げる3つのポリシーを策定する。

- (1) 学位授与の方針
- (2) 入学者受入れの方針
- (3) 教育課程の編成・実施の方針

2 基本方針について 3つのポリシーの策定に当たっての基本方針は次の各号に掲げる通りである。

- (1) 3つのポリシーは一体的で整合性あるものとして策定する。
- (2) 3つのポリシーの相互関係を分かりやすく示す。
- (3) 3つのポリシーは、本学に関心を持つ者が十分理解できるよう分かりやすい内容と表現にする。

3 組織・体制について 3つのポリシーを策定・見直しするための基本方針及び3つのポリシーの策定単位等について、学長を中心に検討する。その上で、3つのポリシーのための体制を整備、策定単位ごとの3つのポリシーを検討する。

4 策定単位について 3つのポリシーの本学における策定単位は、授与される学位の専攻分野ごとの課程（学位プログラム）とする。

5 本学の3つのポリシーについては、別に定める。

第11条 学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による第三者評価を受けるものとする。

## 愛知学泉短期大学学則 (抜粋)

## 第1章 総則

第1条 本学の目的は、「建学の精神」の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献することである。

2 「建学の精神」は、以下のとおりである。

宇宙の中の一つの生命体である人が、個人として自立しつつありとあらゆる生命体と共生することによって、生きる意志と生きる力と生きる歓びに満ち溢れた鵬のような大局的な存在となること

第2条 本学の教育目標は、社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能と②職業に関する基礎的・体系的な専門的知識・技能と③建学の精神・社会人基礎力・p i s a型学力・直観力・自然体を統合的に身に付けて、地域及び国際社会に貢献する社会人を育成することである。

2 本学の教育目標を教育方針に基づいて実現するために、研究所を置くことができる。

第3条 本学は、「智・徳・体・感・行」に基づいた3つの挑戦プログラムから構成される自学・共学システムを開発し、これに基づいて教育を行う。

第4条 本学が設置する学科の教育目標は、次のとおりである。

(1) 食物栄養学科 食物栄養学科の教育目標は、本学の教育目標と教育方針の下に、「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践を通して社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能と②食と健康に関する専門職に必要な専門的知識・技能と③建学の精神・社会人基礎力・p i s a型学力を統合的に身に付け、社会に出てからはこれらの知識・技能をベースに生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら、職場と地域の課題解決に貢献できる人材を育成することである。

(2) 幼児教育学科 幼児教育学科の教育目標は、本学の教育目標と教育方針の下に、「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践を通して社会的に自立して生

きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能と②幼児教育及び保育に関する専門職に必要な専門的知識・技能と③建学の精神・社会人基礎力・p i s a型学力を統合的に身に付け、社会に出てからはこれらの知識・技能をベースに生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら、職場と地域の課題解決に貢献できる人材を育成することである。

(3) 生活デザイン総合学科 生活デザイン総合学科の教育目標は、本学の教育目標と教育方針の下に、「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践を通して社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能と②変化する社会の中で自己の価値観を確立しながら職業の選択だけでなくライフスタイルを自らデザインできる能力に必要な専門的知識・技能と③建学の精神・社会人基礎力・p i s a型学力を統合的に身に付け、社会に出てからはこれらの知識・技能をベースに生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら職場および地域の課題解決に貢献できる人材を育成することである。

第5条 本学の教育目標を実現する上で必要なキャリア教育を組織的に行う。

第6条 本学の教育目標を実現する上で必要なリメディアル教育を組織的に行う。

第7条 本学は、本学の教育活動・教育に関する研究活動、管理運営活動、財務活動等の水準の維持・向上を図るために自己点検・自己評価活動を恒常的・組織的に行う。

2 前項のために自己点検・自己評価委員会を設ける。

3 自己点検・自己評価委員会に関する事項については、別に定める。

第8条 本学は、本学の教育目標を達成するために、教育対象に応じた教育内容・教育方法の改善(=FD活動)を恒常的・組織的に行う。

2 前項のために、FD委員会を設ける。

3 FD委員会に関する事項については、別に定める。

第9条 本学の教育に関する研究の目的は、社会的に自立して生きていくために必要な以下の3つを統合的に身に付けた社会人を育成するために必要な教育に関する研究を行うことである。

- (1) 建学の精神と社会人基礎力と p i s a 型学力
  - (2) スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能
  - (3) 学科の種類に応じた専門的知識・技能
- 2 教職課程の教育に関する研究の目的は、教職課程の教育目標を実現する上で必要とする教育に関する研究を行うことである。

第10条 本学は「短期大学士」の学位を授与するにあたり、次の各号に掲げる3つのポリシーを策定する。

- (1) 学位授与の方針
  - (2) 入学受入れの方針
  - (3) 教育課程の編成・実施の方針
- 2 基本方針について 3つのポリシーの策定に当たっての基本方針は次の各号に掲げる通りである。
- (1) 3つのポリシーは一体的で整合性あるものとして策定する。
  - (2) 3つのポリシーの相互関係を分かりやすく示す。
  - (3) 3つのポリシーは、本学に関心を持つ者が十分理解できるよう分かりやすい内容と表現にする。
- 3 組織・体制について 3つのポリシーを策定・見直しするための基本方針及び3つのポリシーの策定単位等について、学長を中心に検討する。その上で、3つのポリシーのための体制を整備、策定単位ごとの3つのポリシーを検討する。
- 4 策定単位について 3つのポリシーの本学における策定単位は、授与される学位の専攻分野ごとの課程（学位プログラム）とする。
- 5 本学の3つのポリシーについては、別に定める。

第11条 学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による第三者評価を受けるものとする。

- 2 本学は、定める期間ごとに、他の短期大学による相互評価を受けるものとする。

社会人基礎力を核にした教育活動及び教育に関する研究活動に関するA判定のルーブリックは以下のとおりである。

- ・A11～B25までの全ての項目が満たされている。

以上

#### A1

A11 「社会人基礎力の必要性を授業初回の週に学生に対して説明している」ことが記載内容から読み取れる。

A12 そして、上記に関して、実際に行なった説明内容が具体的に記載されている。

A13 そして、説明内容が的を射ている。

A14 そして、エビデンスが有り、かつ具体的に記載されている。

#### A2

A21 「シラバスに記載した能力要素の必要性を授業初回の週に学生に対して説明している」ことが記載内容から読み取れる。

A22 そして、上記に関して、シラバスに記載した能力要素ごとに実際に行なった説明内容が具体的に記載されている。

A23 そして、説明内容が的を射ている。

A24 そして、エビデンスが有り、かつ具体的に記載されている。

#### A3

A31 「社会人基礎力の必要性を15週にわたり学生に対して説明している」ことが記載内容から読み取れる。

A32 そして、上記に関して、実際に行なった説明内容が具体的に記載されている。

A33 そして、説明内容が的を射ている。

A34 そして、エビデンスが有り、かつ具体的に記載されている。

#### A4

A41 「シラバスに記載した能力要素の必要性を15週にわたり学生に対して説明している」ことが記載内容から読み取れる。

A42 そして、上記に関して、シラバスに記載した能力要素ごとに実際に行なった説明内容が具体的に記載されている。

A43 そして、説明内容が的を射ている。

A44 そして、エビデンスが有り、かつ具体的に記載されている。

**A5**

- A51 「社会人基礎力の必要性を授業最後の週に学生に対して説明している」ことが記載内容から読み取れる。
- A52 そして、上記に関して、実際に行なった説明内容が具体的に記載されている。
- A53 そして、説明内容が的を射ている。
- A54 そして、エビデンスが有り、かつ具体的に記載されている。

**A6**

- A61 「シラバスに記載した能力要素の必要性を授業最後の週に学生に対して説明している」ことが記載内容から読み取れる。
- A62 そして、上記に関して、シラバスに記載した能力要素ごとに実際に行なった説明内容が具体的に記載されている。
- A63 そして、説明内容が的を射ている。
- A64 そして、エビデンスが有り、かつ具体的に記載されている。

**A7**

- A71 「シラバスに記載した能力要素を授業の中で学生に発揮させるために学泉ノートを活用している」ことが記載内容から読み取れる。
- A72 そして、上記に関して、シラバスに記載した能力要素ごとに実際に行なった活用方法が具体的に記載されている。
- A73 そして、説明内容が的を射ている。
- A74 そして、エビデンスが有り、かつ具体的に記載されている。

**A8**

- A81 「シラバスに記載した能力要素を授業の中で学生に発揮させるためにセルフチェックを活用している」ことが記載内容から読み取れる。
- A82 そして、上記に関して、シラバスに記載した能力要素ごとに実際に行なった活用方法が具体的に記載されている。
- A83 そして、活用方法の記載内容が的を射ている。
- A84 そして、エビデンスが有り、かつ具体的に記載されている。

**A9**

- A91 「シラバスに記載した能力要素を授業の中で学生に発揮させるために授業の準備を行なっている」ことが記載内容から読み取れる。
- A92 そして、上記に関して、シラバスに記載した能力要素に関する実際に行なった教材開発の準備状況及び授業の準備状況が具体的に記載されている。
- A93 そして、教材開発の準備状況及び授業の準備状況の記載内容が的を射ている。
- A94 そして、エビデンスが有り、かつ具体的に記載されている。

**A10**

- A101 「シラバスに記載した能力要素を授業の中で学生に発揮させるために意図的な働きかけを学生に対して行なっている」ことが記載内容から読み取れる。
- A102 そして、上記に関して、シラバスに記載された能力要素ごとに実際に行なった意図的な働きかけが具体的に記載されている。
- A103 そして、意図的な働きかけの記載内容が的を射ている。
- A104 そして、エビデンスが有り、かつ具体的に記載されている。

**B1**

- B11 「授業の準備以外に、社会人基礎力に関する研究活動を行なっている」ことが記載内容から読み取れる。
- B12 そして、上記に関して、実際に行なった取り組み内容が具体的に記載されている
- B13 そして、取り組み内容が的を射ている。
- B14 そして、エビデンスが有り、かつ具体的に記載されている。
- B15 そして、実際に一定の時間を割いている。

**B2**

- B21 「授業の準備以外に、社会人基礎力の能力要素の中から特定の要素を取り上げた取り組みを行なっている」ことが記載内容から読み取れる。
- B22 そして、上記に関して、実際行なった特定の能力要素に関する取り組み内容が具体的に記載されている
- B23 そして、取り組み内容が的を射ている。
- B24 そして、エビデンスが有り、かつ具体的に記載されている。
- B25 そして、実際に一定の時間を割いている。

## 【参考】家政（かせい）とは

近代以前においては、家政は、同じ家系・一門内部における事業から家事全体を指していた。近代以後においては、家政は、家族・家における衣食住・家内労働の管理を指す。

近代以前においては、世界の多くの社会では、家あるいは家系・一族単位といった家族的な共同体を構成単位、行為単位として社会生活は営まれていた。公家や武家における所領の支配は家政に属していた。商人の事業なども全て家政に属していた。こうした事業に古くは主人が中心となって（正妻がこれを補佐する形で）「家」の存続を目的とした家政が執り行われていた。しかし、後には、正妻に代わって、公家には家司、武家には家宰（御内人も元は北条家の家産の管理が主務であった）と呼ばれる専門の担当者が設置された。

室町幕府の管領も、元は足利氏宗家の家宰制度に源流を持つと言われている。中世ヨーロッパにおける宮宰も、元来、王室の家政の長である。西欧に発する近代国家の形が成熟するにつれ、行政や事業、さらにそれに含まれない公的サービスすらもが公共圏に移譲されていった。そして、これらは家庭から分離されていった。このようにして、専ら衣食住や家事労働など家庭内部の部分のみが「家政」として扱われるようになった。

そして、家政の中心は正妻の後身的存在である主婦に移る。明治以後良妻賢母が家政を取り仕切る形が理想とされた。そして、次第に、日本の家政学は欧米の家政学の影響を受けて変容した。

戦後になると、家制度的な家政観から脱却した科学的・専門的な家政学・教育（家政学部の設置など）が行われるようになった。特に、アメリカで生まれたホームエコノミックスの影響が大きい。

以上、男の学問としての家政学が女の学問としての家政学に変遷していった経緯を説明した。

「家政婦は見た」の家政婦は女性である。しかし、家長は男性である。「家督を継ぐ」の家督は男性である。この女の園であった家政学部を日本で初めて男女共学にしたのは、学校法人安城学園である。

ところで、家政学が全て女の家政学になったのではない。近代になって、ドイツ語圏で領邦国家が登場したことに伴って、領邦国家の管理・運営のためのポリツァイ学＝官房学が誕生しました。そして、この官房学から、今日のほとんどの社会科学がドイツ語圏で誕生することになった。行政学・行政法学・財政学・経済学・農学・林学・鉱学までがポリツァイ学から誕生したのである。

国民国家が登場することに伴って、国民国家の管理・運営のための（一國）経済学がアダムスミスによって誕生した。企業が登場することに伴って、企業の管理・運営のための経営学等々の学問が生まれた。これらは、全て、男の家政学（＝男性中心社会における男の家政学）の発展形である。

このようにして、衣・食・住を含む家庭内労働を女性が主に担い、家庭外労働を主に男性が担うという男性中心社会における性別分業体制が確立されていった。これが、経済の世界では、民間企業における管理職の男女構成比、政治の世界では、国政レベル・県政レベル・市政・町政レベル・村政レベルの議員の男女構成比のアンバランスを生んでいる要因の一つになっていると考えられる。

（注）現代（第二次世界大戦後）の天皇および宮内庁は、日本に唯一残存する家政権力である。井原『中世の国家と天皇・儀礼』校倉書房